

山梨県公報

号外第四十四号

令和七年
十一月二十四日

水曜日

む」を加える。

第二条第一項の表及び第三項中「中学校」の下に「(義務教育学校の後期課程を含む)」を加える。

(山梨県教育委員会の任命に係る職員の研修に関する規則の一部改正)

第二条 山梨県教育委員会の任命に係る職員の研修に関する規則(昭和四十四年山梨県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

(山梨県教育庁組織規則及び山梨県へき地学校等及び特別の地域に所在する学校の指定の基準を定める規則の一部改正)

第三条 次に掲げる規則の規定中「及び中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改める。

(山梨県教育委員会規則第七号)第八条第一号及び第四号から第六号まで並びに第十条第六号

一 山梨県教育組織規則(昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号)第八条第一号及び第四号から第六号まで並びに第十条第六号

二 山梨県へき地学校等及び特別の地域に所在する学校の指定の基準を定める規則(平成二十四年山梨県教育委員会規則第五号)第八条

三 山梨県立科学館設置及び管理条例施行規則の一部改正(山梨県立科学館設置及び管理条例施行規則(平成十年山梨県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

四 第三条第二号中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

(山梨県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部改正)

五 第五条 山梨県費負担教職員の人事評価に関する規則(平成二十八年山梨県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

六 第六条の表中「教頭」を「副校長、教頭」に改める。

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

教育委員会

山梨県教育委員会規則第七号

○山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則等の一部を改正する規則

○改正する規則

○山梨県教育委員会訓令前行署名式の一部を改正する規則

○教育次長等専決規程の一部を改正する訓令

○山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

○特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

○期末手当及び勤勉手当に関する規則

○義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

○義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

令和七年十二月二十四日

山梨県教育委員会

教育長 萩野智夫

る規則

(山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則(昭和三十四年山梨県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「及び中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改める。

第二条第一項の表及び第二項中「小学校」の下に「(義務教育学校の前期課程を含

山梨県教育委員会訓令甲第十号

山梨県教育委員会

教育長 萩野智夫

る規則

(山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則(昭和三十四年山梨県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「及び中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改める。

第二条第一項の表及び第二項中「小学校」の下に「(義務教育学校の前期課程を含

山梨県教育委員会訓令前行署名式の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年十二月二十四日

山梨県教育委員会

教長 萩野智夫

委員長 中島琢雄

(山梨県職員の給与に関する規則の一部改正)

山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

山梨県教育委員会訓令前行署名式（昭和四十七年山梨県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

令達先中「公立中学校」を「公立中学校 公立義務教育学校」に改める。

本則中「公立中学校」を「公立中学校 公立義務教育学校」に改める。

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会教育長訓令甲第三号

序中一般

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和七年十二月二十四日

山梨県教育委員会

教長 萩野智夫

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令
教育次長等専決規程（昭和三十二年山梨県教育委員会教育長訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第十一号及び第十二号並びに第六条の表義務教育課の項中「中学校」の下に「及び義務教育学校」を加える。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二十五号

山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。
令和七年十二月二十四日

山梨県人事委員会

(山梨県職員の給与に関する規則の一部改正)

山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

第三十六条第二項第一号中「四千四百円」を「四千七百円」に改め、同項第三号中「二万円」を「二万二千五百円」に改め、同条第四項中「二万二千円」を「二万三千五百円」に、「一万千円」を「一万一千七百五十円」に改める。

別表第八のイの表中「6級以上であるもの、医療費給料表(三)」を「7級であるもの、医療費給料表(三)」に改める。

(山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正)

第二条 山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項第一号中「第四号。」を「第四号」に、「四千四百円」を「四千七百円」に改め、同項第二号中「七千四百円」を「七千七百円」に改め、同条第四項中「二万二千円」を「二万三千五百円」に、「一万千円」を「一万一千七百五十円」に改める。

(山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正)

第三条 山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項第一号中「四千四百円」を「四千七百円」に改め、同項第二号中「ホ」を「及びホ」に、「七千四百円」を「七千七百円」に改め、同条第四項中「二万二千円」を「二万三千五百円」に、「一万千円」を「一万一千七百五十円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の山梨県職員の給与に関する規則の規定、第二条の規定による改正後の山梨県学校職員の給与に関する規則の規定及び第三条の規定による改正後の山梨県警察職員の給与に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

山梨県人事委員会規則第二十六号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和七年十二月二十四日

山梨県人事委員会

委員長

島 琢

雄

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則
初任給調整手当に関する規則（昭和四十二年山梨県人事委員会規則第五号）の一部を
次のように改正する。
附則別表中備考以外の部分を次のように改める。

職員の区分	2項職員
期間の区分	円
1年未満	36,500
1年以上 2年未満	36,500
2年以上 3年未満	36,500
3年以上 4年未満	36,500
4年以上 5年未満	36,500
5年以上 6年未満	36,500
6年以上 7年未満	35,200
7年以上 8年未満	34,000
8年以上 9年未満	32,700
9年以上 10年未満	31,400
10年以上 11年未満	30,200
11年以上 12年未満	28,900
12年以上 13年未満	27,700
13年以上 14年未満	26,400
14年以上 15年未満	25,400
15年以上 16年未満	24,400
16年以上 17年未満	23,500
17年以上 18年未満	22,500
18年以上 19年未満	21,500
19年以上 20年未満	20,500
20年以上 21年未満	19,500
21年以上 22年未満	19,100
22年以上 23年未満	18,700
23年以上 24年未満	18,000
24年以上 25年未満	17,600
25年以上 26年未満	17,200
26年以上 27年未満	16,700

27年以上	28年未満	16,300
28年以上	29年未満	15,800
29年以上	30年未満	15,500
30年以上	31年未満	15,300
31年以上	32年未満	14,800
32年以上	33年未満	14,200
33年以上	34年未満	13,600
34年以上	35年未満	13,100

別表中備考以外の部分を次のように改める。

期間の区分	職員の区分		1項職員	2項職員	3項職員
	1種	2種			
1年未満		円	371,300	310,800	52,100
1年以上 2年未満		円	371,300	310,800	52,100
2年以上 3年未満		円	371,300	310,800	52,100
3年以上 4年未満		円	371,300	310,800	52,100
4年以上 5年未満		円	371,300	310,800	52,100
5年以上 6年未満		円	371,300	310,800	52,100
6年以上 7年未満		円	371,300	310,800	50,300
7年以上 8年未満		円	371,300	310,800	48,500
8年以上 9年未満		円	371,300	310,800	46,700
9年以上 10年未満		円	371,300	310,800	44,900
10年以上 11年未満		円	371,300	310,800	43,100
11年以上 12年未満		円	371,300	310,800	41,300
12年以上 13年未満		円	371,300	310,800	39,500
13年以上 14年未満		円	371,300	310,800	37,700
14年以上 15年未満		円	371,300	310,800	36,300
15年以上 16年未満		円	371,300	310,800	34,900
16年以上 17年未満		円	367,300	307,500	33,500
17年以上 18年未満		円	363,300	304,200	32,100
18年以上 19年未満		円	359,300	300,900	30,700
19年以上 20年未満		円	355,300	297,600	29,300
20年以上 21年未満		円	351,300	294,300	27,900
21年以上 22年未満		円	339,000	283,300	27,300
22年以上 23年未満		円	324,300	271,300	26,700
23年以上 24年未満		円	308,800	258,800	25,700
24年以上 25年未満		円	293,300	246,300	25,100
25年以上 26年未満		円	277,300	233,800	24,500
26年以上 27年未満		円	260,300	218,300	23,900

27年以上 28年未満	243,300	202,800	23,300
28年以上 29年未満	226,300	187,300	22,500
29年以上 30年未満	208,800	171,800	22,200
30年以上 31年未満	191,300	155,300	21,800
31年以上 32年未満	173,800	138,800	21,200
32年以上 33年未満	155,800	122,300	20,300
33年以上 34年未満	137,300	104,300	19,400
34年以上 35年未満	118,800	86,300	18,700

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

山梨県人事委員会規則第二十七号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月二十四日

山梨県人事委員会
委員長 中島琢雄

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。
特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条から第二十九条までを次のように改める。

第三十条第二項の表第二号中「七千五百円」を「八千円」に改める。
第二十六条から第二十九条までを次のように改める。

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十八号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月二十四日

山梨県人事委員会
委員長 中島琢雄

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第一号イ中「百分の百二十五以上百分の三百十五」を「百分の百二十一・五以上百分の三百二十二・五」に、「百分の百四十九以上百分の三百七十五」を「百分の百五十一・五以上百分の三百八十二・五」に改め、同号ロ中「百分の百十三・五以上百分の百二十五」を「百分の百十六以上百分の百二十七・五」に、「百分の百三十四・五以上百分の百四十九」を「百分の百三十七以上百分の百五十一・五」に改め、同号ハ中「百分の百二」を「百分の百四・五」に、「百分の百二十二」を「百分の百四・五」に改め、同号ニ中「百分の九十三・五」を「百分の九十六」に、「百分の百十二・五」を「百分の百十五」に改め、同項第二号イ中「百分の八十七・五以上百分の百

二百六十二・五」を「百分の九十以上百分の二百七十」に改め、同号ロ中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号ハ中「百分の七十一」を「百分の七十三・五」に改め、同条第二項中「第一項第一号及び第二号」を「前項第一号イ及びロ」に改める。

山梨県人事委員会規則第二十九号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月二十四日

山梨県人事委員会
委員長 中島琢雄

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年山梨県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とする。

第五条を第六条とする。

山梨県人事委員会規則第二十九号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月二十四日

山梨県人事委員会
委員長 中島琢雄

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年山梨県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを削り、同条の前に見出しどして「（義務教育等教員特別手当の額）」を付し、同条第一項中「義務教育等教員特別手当」を「条例第二十二条の五第二項第二号に掲げる校務の種類を分掌する職員の義務教育等教員特別手当」に、「応じて」を「応じ」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「職員の」の下に「前項の」を加え、同項第一号中「含む」の下に「。次条第二項第一号において「育児短時間勤務職員等」という」を加え、同項第二号中「採用された職員」の下に「（次条第二項第二号において「任期付短時間勤務職員」という。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第五条

条例第二十二条の五第二項第一号に掲げる校務の種類を分掌する職員の義務教

育等教員特別手当の月額は、前条の規定による額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を加えた額とする。

一　一の学級について条例第二十二条の五第一項第一号に掲げる校務の種類を単独で

分掌する職員　三千円

二　前号に掲げる職員以外の職員　三千円を超えない範囲内で教育委員会が人事委員会と協議して定める方法により算出した額

2　次の各号に掲げる職員であつて条例第二十二条の五第二項第一号に掲げる校務の種類を分掌するものの義務教育等教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、前条の規定による額に前項に定める額に当該各号に定める数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額とする。

一　育児短時間勤務職員等　前条第二項第一号に定める数

二　任期付短時間勤務職員　前条第一項第二号に定める数

三　定年前再任用短時間勤務職員　山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第三条

第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

附則第二項中「同条第一項各号」を「同条第一項」に、「掲げる額」を「定める額」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 教育職給料表（二）の適用を受ける者（第四条関係）

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	特2級	3級	4級
定年前	1～4	1,300円	1,400円	2,800円	3,400円	5,100円
再任用	5～8	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
短時間勤務職員以外の職員	9～12	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	13～16	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	17～20	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	21	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	22～24	1,700	1,900	3,500	4,000	
	25～28	1,800	2,000	3,700	4,100	
	29～32	1,900	2,100	3,800	4,100	
	33～36	1,900	2,200	3,900	4,200	
	37～40	2,000	2,300	4,000	4,400	
	41～44	2,200	2,400	4,000	4,400	
	45～48	2,200	2,600	4,100	4,600	
	49～52	2,300	2,600	4,200	4,700	
	53～56	2,400	2,800	4,400	4,700	
	57～60	2,400	3,000	4,400	4,800	
	61～64	2,500	3,200	4,500	4,900	
	65～68	2,600	3,300	4,700	5,000	
	69～72	2,600	3,400	4,700	5,100	
	73～76	2,700	3,500	4,700	5,100	
	77～80	2,800	3,700	4,700	5,200	
	81	2,800	3,800	4,800	5,200	
	82～84	2,800	3,800	4,800		
	85～88	2,800	3,800	5,000		
	89～92	2,900	3,900	5,000		
	93～96	3,000	4,000	5,000		
	97～100	3,100	4,100	5,100		

101～104	3, 100	4, 200	5, 100			
105	3, 200	4, 300	5, 100			
106～108	3, 200	4, 300				
109～112	3, 200	4, 400				
113～116	3, 200	4, 400				
117～120	3, 300	4, 500				
121～124	3, 300	4, 600				
125	3, 300	4, 700				
126～128		4, 700				
129～132		4, 700				
133～136		4, 700				
137～140		4, 700				
141～144		4, 700				
145～148		4, 800				
149～152		4, 900				
153～156		4, 900				
157		4, 900				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	2, 200	2, 600	3, 200	3, 500	4, 400	

別表第二 教育職給料表（一）の適用を受ける者（第四条関係）

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	特2級	3級	4級
定年前	1～4	1, 300円	1, 700円	2, 800円	4, 000円	5, 100円
再任用	5～8	1, 300	1, 800	3, 000	4, 100	5, 200
短時間勤務職員以外の職員	9～12	1, 400	1, 900	3, 200	4, 100	5, 300
	13～16	1, 500	2, 000	3, 300	4, 200	5, 400
	17～20	1, 600	2, 100	3, 400	4, 400	5, 500
	21	1, 700	2, 200	3, 500	4, 400	5, 600
	22～24	1, 700	2, 200	3, 500	4, 400	
	25～28	1, 800	2, 300	3, 700	4, 600	
	29～32	1, 900	2, 400	3, 800	4, 700	
	33～36	1, 900	2, 600	3, 900	4, 700	
	37～40	2, 000	2, 600	4, 000	4, 800	
	41～44	2, 200	2, 800	4, 000	4, 900	
	45～48	2, 200	3, 000	4, 100	5, 000	
	49～52	2, 300	3, 200	4, 200	5, 100	
	53～56	2, 400	3, 300	4, 400	5, 100	
	57～60	2, 400	3, 400	4, 400	5, 200	
	61	2, 500	3, 500	4, 500	5, 200	
	62～64	2, 500	3, 500	4, 500		
	65～68	2, 600	3, 700	4, 700		
	69～72	2, 600	3, 800	4, 700		
	73～76	2, 700	3, 800	4, 700		
	77～80	2, 800	3, 900	4, 700		
	81～84	2, 800	4, 000	4, 800		
	85～88	2, 800	4, 100	5, 000		
	89～92	2, 900	4, 200	5, 000		
	93～96	3, 000	4, 300	5, 000		
	97～100	3, 100	4, 400	5, 100		

101～104	3, 100	4, 400	5, 100			
105	3, 200	4, 500	5, 100			
106～108	3, 200	4, 500				
109～112	3, 200	4, 600				
113～116	3, 200	4, 700				
117～120	3, 300	4, 700				
121～124	3, 300	4, 700				
125～128	3, 300	4, 700				
129～132	3, 400	4, 700				
133～136	3, 400	4, 800				
137～140	3, 400	4, 900				
141～144	3, 500	4, 900				
145	3, 500	4, 900				
146～148	3, 500					
149～152	3, 500					
153	3, 500					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		2, 200	2, 600	3, 200	3, 500	4, 400

**附
則**

(施行期日)

1 この規則は、令和八年一月一日から施行する。

(山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部改正)

2 山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（令和四年山梨県人事委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条中「第十四条の規定による改正後の」を削り、同条に次の二項を加える。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、義務教育等教員特別手当に関する規則第五条第二項の規定を適用する。

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番